

弁護士から債権者への債務整理の通知と支払停止
(最判小2平成24年10月19日集民241号199頁)

大阪学院大学大学院教授 細見利明

1 事案の概要

- (1) 被上告人（被告，控訴人）は，給与所得者であるAに金銭を貸し付けていた。
- (2) Aは，弁護士に債務整理を委任し，同弁護士は，Aの代理人として，被上告人を含む債権者一般に対し，債務整理の通知書を送付した。同通知書には，債権者一般に宛てて，「当職らは，この度，後記債務者から依頼を受け，同人の債務整理の任に当たることになりました。」，「今後，債務者や家族，保証人への連絡や取立行為は中止願います。」などと記載されていた。

もっとも，本件通知には，Aの債務に関する具体的な内容や債務整理の方針は記載されておらず，本件弁護士らがAの自己破産の申立てにつき受任した旨も記載されていなかった。

- (3) 被上告人は，上記通知を受け取った後，Aから合計17万円の返済を受けた。
- (4) その後，Aは，破産手続開始決定を受け，上告人（原告，被控訴人）が破産管財人に就任した。破産管財人は，Aの前記返済行為は，「破産者が支払停止をした後・・・に破産債権者を害する行為をした」（160条1項2号本文）場合に当たると主張して，否認権を行使して弁済行為を否認し，被上告人に対して上記17万円と遅延損害金の支払を求める訴訟を提起した。
- (5) 第1審は破産管財人の請求を認容したので，被上告人が控訴した。
- (6) 原審（控訴審）は，本件通知は支払停止に該当しないと判断して第1審判決を取り消し，破産管財人の請求を棄却したので，破産管財人が上告受理の申立てをした。原審の判示は次のとおりである。

「本件債務整理開始通知は、その記載内容に照らすと、弁護士が破産申立てを受任した旨の記載はなく、債務の具体的内容や債務整理の方針の記載もないもので、弁護士が債務整理を受任したことを示すにとどまるから、これをもって債務者が資力欠乏のため弁済期の到来した債務について、一般的かつ継続的に弁済をすることができないと考えてその旨を明示的又は黙示的に外部に表示する行為ということではできないというべきである。」

2 最高裁判決（破棄自判）

最高裁は，破産管財人の上告を受理し，原判決を破棄すると共に，第1審判決に対する被上告人の控訴を棄却した。これにより，破産管財人の請求を認容した第1審判決が確定した。最高裁判決の判示は次のとおりである。

「破産法162条1項1号イ及び3項にいう「支払の停止」とは、債務者が、支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないと考えて、その旨を明示的又は黙示的に外部に表示する行為をいうものと解される（最高裁昭和59年（オ）第467号同60年2月14日第一小法廷判決・裁判集民事144号109頁参照）。

これを本件についてみると、本件通知には、債務者であるAが、自らの債務の支払の猶予又は減免等についての事務である債務整理を、法律事務の専門家である弁護士らに委任した旨の記載がされており、また、Aの代理人である当該弁護士らが、債権者一般に宛てて債務者等への連絡及び取立て行為の中止を求めるなどAの債務につき統一的かつ公平な弁済を図ろうとしている旨をうかがわせる記載がされていたというのである。そして、Aが単なる給与所得者であり広く事業を営む者ではないという本件の事情を考慮すると、上記各記載のある本件通知には、Aが自己破産を予定している旨が明示されていなくても、Aが支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないことが、少なくとも黙示的に外部に表示されているとみるのが相当である。

そうすると、Aの代理人である本件弁護士らが債権者一般に対して本件通知を送付した行為は、破産法162条1項1号イ及び3項にいう「支払の停止」に当たるといふべきである。」

3 私見

法人や個人は、支払不能に陥り、その後、外部に支払不能であることを表示し（支払停止）、次いで、破産や民事再生手続開始の申立てに至る時間的順序である。通常、「債務整理」と言えば、私的整理、破産、民事再生を意味するが、債務を一般的に支払えないからこそ、すなわち支払不能であるからこそこれらの手続に入るのであり、この通知が破産法162条所定の「支払停止」に該当することは当然と思われる。もちろん、上記諸手続のうちで民事再生手続開始原因は、破産原因が生じている場合のみならず、破産原因を生じる恐れであるから（民事再生法21条1項）、支払不能になっていない場合でも申立てができるけれども、それはそういう場合でも民事再生開始決定ができるというだけであり、現実には、殆どの場合、支払不能であるからこそ民事再生をも債務整理の手段に含めて債務整理の旨の通知をしている。

原審は、「自己破産する」との記載がないから支払停止に該当しないと判示しているが、このような通知の実質を見ない形式論である。最高裁が原判決を破棄したのは当然である。